

12 敦賀市の補助制度①

<敦賀港発着クルーズ誘致補助事業>

趣旨	敦賀港発着クルーズ誘致のため、クルーズ主催事業者に補助
補助対象経費	発着クルーズの実施に係る費用
補助要件	<p>敦賀市内に本社が所在する事業所もしくは団体等へ支出するものに限る</p> <p>(例) 船用品・補給品 ⇒ 食料品、船舶用品、給水 など 旅客輸送費 ⇒ バス借上料 など 広報宣伝費 ⇒ パンフレット・チラシ作成、印刷製本費 など</p> <p>※対象外 岸壁使用料、タグボート使用料、岸壁網取放作業料、船舶代理店料、塵芥処理手数料、岸壁警備業務委託料、入港料、税</p>
補助額	<p>1 発着クルーズあたり 20万円上限</p> <p>※乗船前・下船後に、バスにより市内飲食・商業施設への立寄りを実施した場合 25万円上限</p>

12 敦賀市の補助制度②

<敦賀港寄港クルーズ誘致補助事業>

趣旨	敦賀港寄港クルーズ誘致のため、クルーズ主催事業者に補助
補助対象経費	寄港クルーズの実施にかかる費用 例) バス借上料、タグボート使用料、通船料 等
補助条件	年度内1主催者あたり1クルーズのみを対象。 また、次のすべての条件を満たす者。 ①観光地への移動は市内運送事業者へ一定量業務委託 ②乗船客に特産品を販売する機会を提供
補助額	○100～399名の乗船クルーズ 500,000円 ○400名以上の乗船クルーズ 1,000,000円 ○800名以上の乗船クルーズ 2,000,000円